

災害時における高圧ガス供給に関する 協定書

沖 縄 県

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会

災害時における高圧ガス供給に関する協定

沖縄県（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の原因による大規模な災害が沖縄県内で発生した場合（以下「災害時」という。）に、高圧ガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲と乙が相互に協力し、被災した県民等に対して行う高圧ガスの供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して県民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「高圧ガス供給」とは、災害時における公共施設などの避難場所、病院等に、高圧ガスを供給するため必要な器具類及び配管並びに容器等（以下「高圧ガス設備等」という。）を運搬、設置及び点検して高圧ガスを供給することをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において避難場所等への高圧ガス供給を必要と認めるときは、乙に対し、高圧ガス供給について協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、原則として文書（別紙1）によるものとする。ただし、緊急を要するとき、FAXで要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 要請の経路は、（別表1）のとおりとする。

(協力事項の発動)

第4条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が沖縄県災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに適切な高圧ガス供給ができるよう積極的に協力するものとする。

(高圧ガス等設備の運搬、設置及び点検)

第6条 高圧ガス等設備の運搬、設置及び点検は、乙の指定するものが行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して設置及び点検について協力を求めることができるものとする。

(設置の確認等)

第7条 乙は、乙が指定するものが、甲が指定した場所に高圧ガス等設備の設置及び点検が終了し、供給を開始したときは、乙が指定するものからの報告を受けた後に、速やかに文書（別紙2）により甲へ報告するものとする。

2 甲は要請を行った設置場所に職員を派遣し、高圧ガス等設備の設置及び点検結果を確認するものとする。ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定するものが職員に代わって確認を行うものとする。

(費用等の負担)

第8条 第6条の規定による高圧ガス供給に要する費用の負担区分は、原則として（別表2）のとおりとする。

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、平常時の適正な価格を基準として甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれからこの協定を終了する旨の申出がない限り継続するものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月20日

甲 沖縄県知事 仲井眞 弘多
那覇市泉崎1丁目2番2号



乙 一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会
会 長 渡口 彦朗
那覇市字小緑1831番地1 沖縄産業支援センター内



高圧ガス供給要請書

項 目	内 容
供 給 場 所	
供給要請する高圧ガス設備の内訳及び数	L P ガス設備 ①炊事用具一式（ 人分用） コンロ 大型煮炊き用釜 大型ガス炊飯器 ②給湯器具一式（ 人分用） ③発電機（小型）（ 台） ④その他 高圧ガス設備 ① ②
現 地 供 給 開 始 希 望 日 時	
現地供給確認者名 そ の 他	・ 現地における設置確認者所属及び氏名 所属（ ） 氏名（ ） ・ その他の連絡事項等

※容器の設置本数その他供給に必要な設備については使用機器の数等に応じて供給業者が判断すること。

上記のとおり要請します。

年 月 日
沖 縄 県 知 事

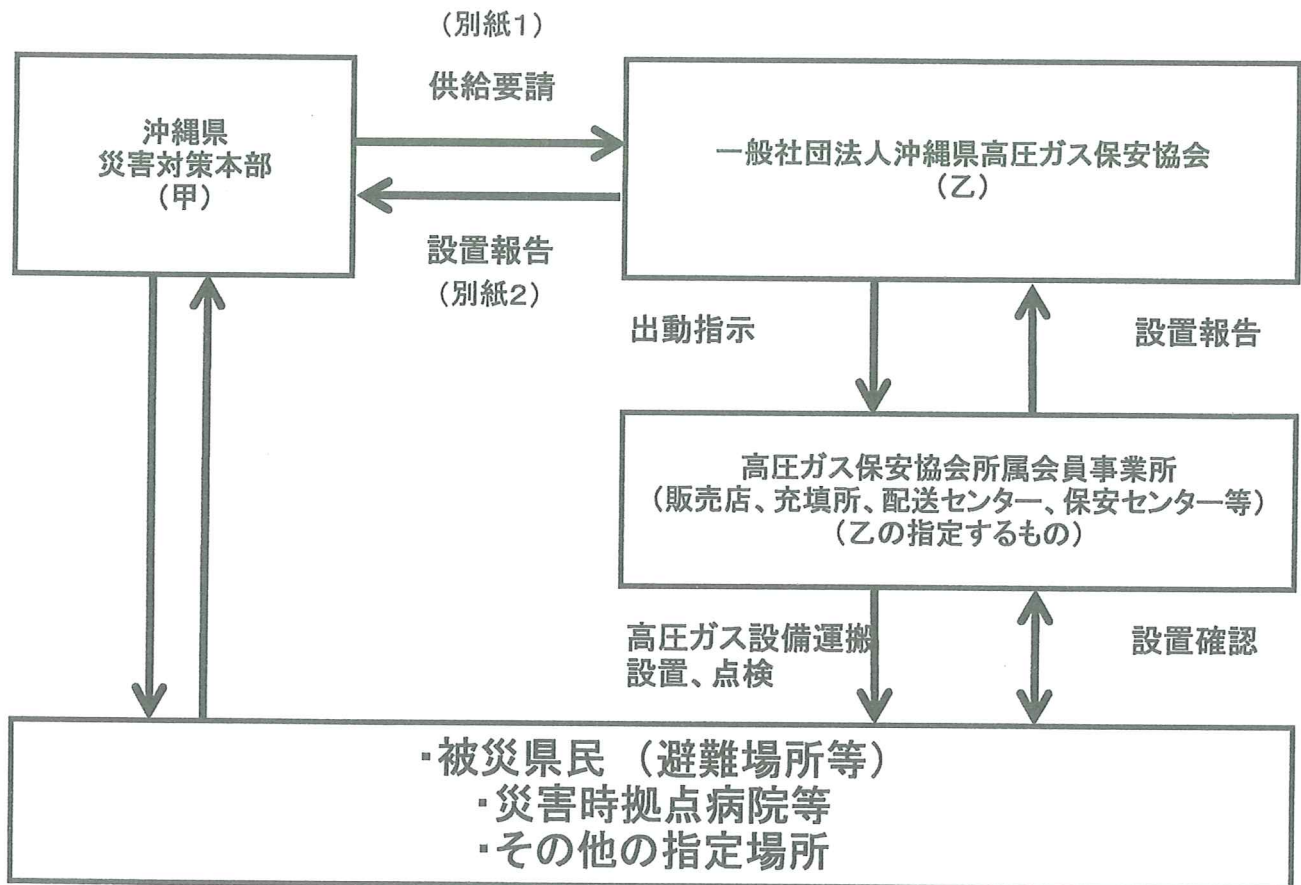
一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会 会長 様

FAX番号 098-858-9564

5

供給要請の経路

(別表1)



費用等の負担

(別表2)

負担区分	内 訳
甲が負担するもの	(1)高圧ガス及び設備の運搬設置に要する費用 (2)高圧ガス等代金
乙が負担するもの	(1)高圧ガス設備費 (2)高圧ガス設備設置工事、点検費